

2023年度 球磨村ごみ収集カレンダー

期間:2023年4月～2024年3月

地区名 7 那良・那良口・遠原・俣口・茂田・毎床・松谷・大久保・千津・大無田・鶴口

燃えるごみの日		燃えないごみの日		資源ごみ・有害ごみの日																			
4月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 8 2 3 4 5 6 7 燃 8 9 10 11 12 13 14 燃 15 16 17 資 18 19 不 20 21 燃 22 23 24 25 26 27 28 燃 29 30	5月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 燃 13 14 15 資 16 17 不 18 19 燃 20 21 22 23 24 25 26 燃 27 28 29 30 31	6月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 燃 3 4 5 6 7 8 9 燃 10 11 12 13 14 15 16 燃 17 18 19 資 20 21 不 22 23 燃 24 25 26 27 28 29 30 燃	7月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 燃 8 9 10 11 12 13 14 燃 15 16 17 資 18 19 不 20 21 燃 22 23 24 25 26 27 28 燃 29 30 31	8月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 燃 5 6 7 8 9 10 11 燃 12 13 14 15 16 不 17 18 燃 19 20 21 資 22 23 24 25 燃 26 27 28 29 30 31	9月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30	10月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 燃 7 8 9 10 11 12 13 燃 14 15 16 資 17 18 不 19 20 燃 21 22 23 24 25 26 27 燃 28 29 30 31	11月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 燃 4 5 6 7 8 9 10 燃 11 12 13 14 15 不 16 17 燃 18 19 20 資 21 22 23 燃 24 25 26 27 28 29 30	12月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30 31	1月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 燃 6 7 8 9 10 11 12 燃 13 14 15 16 17 18 19 燃 20 21 22 資 23 24 不 25 26 燃 27 28 29 30 31	2月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 燃 3 4 5 6 7 8 9 燃 10 11 12 13 14 15 16 燃 17 18 19 資 20 21 不 22 23 燃 24 25 26 27 28 29	3月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30 31
8月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 燃 5 6 7 8 9 10 11 燃 12 13 14 15 16 不 17 18 燃 19 20 21 資 22 23 24 25 燃 26 27 28 29 30 31	9月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30	10月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 燃 7 8 9 10 11 12 13 燃 14 15 16 資 17 18 不 19 20 燃 21 22 23 24 25 26 27 燃 28 29 30 31	11月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 燃 4 5 6 7 8 9 10 燃 11 12 13 14 15 不 16 17 燃 18 19 20 資 21 22 23 燃 24 25 26 27 28 29 30	12月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30 31	1月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 燃 6 7 8 9 10 11 12 燃 13 14 15 16 17 18 19 燃 20 21 22 資 23 24 不 25 26 燃 27 28 29 30 31	2月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 燃 3 4 5 6 7 8 9 燃 10 11 12 13 14 15 16 燃 17 18 19 資 20 21 不 22 23 燃 24 25 26 27 28 29	3月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30 31								
12月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30 31	1月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 燃 6 7 8 9 10 11 12 燃 13 14 15 16 17 18 19 燃 20 21 22 資 23 24 不 25 26 燃 27 28 29 30 31	2月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 燃 3 4 5 6 7 8 9 燃 10 11 12 13 14 15 16 燃 17 18 19 資 20 21 不 22 23 燃 24 25 26 27 28 29	3月	日 月 火 水 木 金 土 1 燃 2 3 4 5 6 7 8 燃 9 10 11 12 13 14 15 燃 16 17 18 資 19 20 不 21 22 燃 23 24 25 26 27 28 29 燃 30 31																

ごみの区分	ごみの種類	出し方
燃えるごみ 毎週 指定ごみ袋に入れてください。		<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは水をしっかり切る。油類は、布や紙にしみ込ませる。 ●おむつは汚物を取り除く。 ●クッション、ぬいぐるみ、綿入れ、マット、布団などで大きいものは、指定袋に入る程度に切る。 ●風呂マットや発泡スチロールの箱などで大きいものは、指定袋に入る程度に切る。(砕く) ●出来る限り、金属類は外す。 ●ボール類は穴をあける。ゴムホースは1m以下に切る。 ●木の枝や剪定くずなど大きいものは、指定袋に入る程度に切る。
燃えないごみ 毎月1回 指定ごみ袋に入れてください。		<ul style="list-style-type: none"> ●割れたガラスなどそのまま入れたら指定ごみ袋が破れるおそれがあるものは、新聞紙などで包み、指定ごみ袋に入れて出してください。 ●ライターは必ずガスを使い切ってから出してください。スプレー缶やカセットボンベは、完全に使い切り穴を開けて出してください。一斗缶はつぶして出してください。傘布は剥がして燃えるごみへ。 ●冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンは、家電リサイクル法で家電販売店等が引き取ることであります。
資源物 毎月1回 分類ごとに分別してください。		<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶はすすぎ、スチール缶とアルミ缶に分別し、指定袋で出してください。※地域の集団回収にも出すことができます。 ●〈出せないもの〉中身の残っているもの、汚損しているもの、飲食用以外のもの。※燃えないごみで出してください。 ●空きびんはすすぎ、指定ごみ袋で分別して出してください。プラスチック栓は燃えるごみへ、金属ふたは燃えないごみへ出してください。 ●紙パックは、ひもで十文字に縛って出すか、指定袋で出してください。 ●ペットボトルは、栓とラベルを取り、中をすすいで指定袋で出してください。(栓とラベルは燃えるごみに出してください) ●紙製以外の付着物は取り除き、指定袋で出してください。 ●布類は、洗って指定袋で出してください。 ●金属類は、指定袋で出してください。缶は中身を出して、水洗いして出してください。包丁などは、厚紙などで包み危なくないように出してください。 ●ダンボール・新聞紙・雑紙は、指定袋を使わず、ひもで十文字に強く縛って適量を出すことができます。
有害ごみ	<p>※水銀0使用は燃えないごみへ</p> <p>水銀温度計 割れないようにケースに入れる。 ※電子体温計は「燃えないごみ」へ</p> <p>蛍光管 割れないようにケースに入れる。 白熱球は「燃えないごみ」に出してください。</p>	

ごみは収集日の午前8時30分までにし出し、収集日以外の日や収集後・夜間には出さないでください。【お問い合わせ先】球磨村役場 税務住民課 TEL32-1113